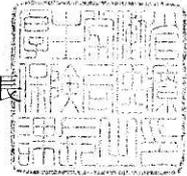


保医発0728第3号
平成23年7月28日

地方厚生（支）局保険主管課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



治療用装具の療養費支給基準について

今般、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の別表の1の（1）のオ、（2）のオ、（3）のオ及び（4）のオの完成用部品の名称、使用部品、価格等について、平成23年6月27日付障発0627第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」により定め、平成23年7月1日から適用することとされたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

また、料金算定方法については当該都道府県の障害福祉主管課（部）等との連携を図りつつ、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。

なお、参考として、以下の資料を送付する。

（資料）

- 障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について
（平成23年6月27日付障発0627第1号）
- 障害者自立支援法に基づく補装具のうち完成用部品に係る価格の構成（参考資料）の送付について
（平成23年6月27日付事務連絡）

